

衛生管理者、作業主任者等の皆様へ

保護具着用管理責任者教育に関するお問合せについて

労働安全衛生規則等の改正に伴い、当協会においても今年度から保護具着用管理者教育を開催することとしておりますが、それに伴い以下のお問合せをいただいております。

労働安全衛生規則第12条の6第2項2号において、保護具着用管理責任者の選任要件として「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任することとされておりますが、この者の中には、第1種又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者、(特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤) 作業主任者技能講習修了者、安全衛生推進者養成講習修了者などが含まれるとされています(令和4年5月31日付け基発0531第9号第4の2)。そのため、これらの資格をお持ちの方から保護具着用管理責任者教育の受講は不要かというお問合せです。

結論から言えば、必要な知識、経験があれば不要と言えます。

但し、上記通達では、これらの者から選任する場合も当該教育を受講することが望ましいとされております。また、法令改正により、新たな化学物資の自律的管理手法が示される中で、保護具の選択、使用、保守管理などについても、新たな基準等が示されるなど、保護具着用管理責任者としての職務が行える知識や経験を有するかどうかの判断は容易ではないと思われま

す。そのため、当協会としては、保護具着用管理責任者教育を受講いただくことが通達と同様、「望ましい」と考えておりますが、判断方法の1つとして同講習で使用するテキストを入手され、一読されることをお勧めしております。

当協会各支部において斡旋しておりますので、ご利用ください。

保護具着用管理責任者教育テキスト

公益社団法人日本保安用品協会 発行

A4判 / 194頁 / 4色刷

定価 2,750円(本体 2,500円 + 税 10%)

発行年月日 20230601

